

資料3-25 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

(令和2年3月31日現在)

業種 特定事業場数	畜産農業	食料品製造業	繊維工業	木材・木製品製造業	紙パルプ・紙・ 紙加工品製造業	化学工業	石油精製業	ゴム製品製造業	窯業	砕石・砂利採取業	鉄鋼業	金属機械製造業・ 金属等表面処理業
50m ³ /日 以上	4	58 (3)	5		3	17 (6)	1	7 (1)	11 (3)	2	1	53 (42)
50m ³ /日 未満	341	886	33	33		25 (8)		7	163 (8)	70	13	164 (42)
計	345	944 (3)	38	33	3	42 (14)	1	14 (1)	174 (11)	72	14	217 (84)

業種 特定事業場数	水道浄化施設	旅館業	飲食店業	洗濯業	新聞・印刷業・ 現像業・写真	病院	自動式車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ焼却場	下水道処理施設・ し尿処理施設・ 終末処理施設	その他	計
50m ³ /日 以上	7	84	37	10		10		9 (7)		456 (2)	9 (3)	784 (67)
50m ³ /日 未満	7	2,528	127	452 (10)	247 (15)	4	842	69 (36)	14 (1)	552 (2)	31 (11)	6,608 (133)
計	14	2,612	164	462 (10)	247 (15)	14	842	78 (43)	14 (1)	1,008 (4)	40 (14)	7,392 (200)

注1 ()は内数で有害事業場分

注2 四日市市内事業場数を除く